

つちはし事務所通信

4

April

2012



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2012年4月1日

労働保険情報

平成24年度より改正された 雇用保険料率と労災保険率



社会保険・労働保険の保険料率は定期的に変更されていますが、平成24年4月には雇用保険料率と労災保険率が以下のとおり、改正されました。

1. 雇用保険料率

雇用保険には、従業員が離職し、次の就職先が決まるまでの期間について生活の安定を図り求職活動を支援することを目的として支給される基本手当や、育児休業期間に支給される育児休業給付金など、様々な給付制度が設けられています。雇用保険料率はこれらの給付と雇用保険料の収支の見通しや積立金の状況等に応じて、年度ごとに見直しが行われています。平成24年度については、依然として雇用失業情勢は厳しい状況にありますが、平成23年度の料率より引き下げられ、上表のとおりとなりました。

平成24年度の雇用保険料率				
事業の種類	負担者	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産、清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

2. 労災保険率

労災保険率は、原則3年ごとに過去3年間の業務災害の発生率などを基に改定が行われることになっており、平成24年度はその改定のタイミングとなりました。この労災保険率は厚生労働大臣が55の業種ごとに定めており、主な業種と平成23年度および平成24年度の労災保険率をまとめると下表のとおりとなります。

労災保険率(抜粋)

△労災保険率が引き上げとなった業種
▽労災保険率が引き下げとなった業種
－ 労災保険率が据え置きとなった業種

事業の種類の分類	事業の種類	平成23年度	平成24年度	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石灰鉱業	87/1,000	88/1,000	△
建設の事業	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	13/1,000	13/1,000	－
	既設建築物設備工事業	14/1,000	15/1,000	△
	その他の建設事業	19/1,000	19/1,000	－
	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	6.5/1,000	6/1,000	▽
	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5/1,000	4/1,000	▽
	化学工業	5/1,000	5/1,000	－
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	11/1,000	10/1,000	▽
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	6.5/1,000	5.5/1,000	▽
	電気機械器具製造業	3.5/1,000	3/1,000	▽
運輸業	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷業を除く。)	11/1,000	9/1,000	▽
電気・ガス・水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3.5/1,000	3/1,000	▽
その他の事業	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	4/1,000	3.5/1,000	▽
	金融業、保険業又は不動産業	3/1,000	2.5/1,000	▽
	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	－

今回の改正により、労災保険率の引き下げが35業種、据え置きが12業種、引き上げが8業種となりました。変更されない業種もありますが、事業所が該当する業種の労災保険率を確認しておきましょう。

最新情報 介護事業所向けの助成金が2件、改正になりました

『介護労働者設備等導入奨励金』が名称変更。評価・処遇制度が助成対象に

介護労働者設備等導入奨励金は、介護労働者の身体的負担を軽減するため、事業者が新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善が見られた場合に、介護福祉機器の導入などに要した費用の1/2（上限300万）を支給するものです。

奨励金の名称が『介護労働環境向上奨励金』に変更

新たに『雇用管理改善に資する制度の導入』が助成対象となり、評価・処遇制度が助成対象に

支給内容

介護労働者の評価・処遇制度の導入・改善、教育訓練計画の整備・改善などに要した費用の1/2を支給（ ）します。
（ ）導入する制度の内容に応じて20万～40万、総額で100万円を上限（介護福祉機器導入の支給上限額300万円とは別枠になります）とします。
新規サービスを開始した場合は、一定の条件を満たせば、10万円の加算があります。

支給要件

計画（6ヶ月～1年間）に基づき、雇用管理改善に資する制度の導入・適用を行う事業主であること
計画期間の終了後の事業所職員の定着率が80%以上であること ほか

支給対象となる介護福祉機器から『ヘット』が除外されました

支給対象となる機器は「介護労働者の身体的負担軽減に効果があるが、事業運営上必須とは言えず、促進策がなければ投資されにくいもの」といった観点から選定したものです。平成23年度までは9種類でしたが、平成24年度からは、ヘットを除外した8種類になります。（詳細は、つちはし事務所までお問合せください。）



成長分野等人材育成支援事業奨励金が1年間期間延長されます

介護・医療を含む健康、環境分野は、政府の新成長戦略の中でも重点強化の対象となっています。この分野の成長を支え、生産性を高めるためには、人材の確保と育成が欠かせません。この健康・環境分野の人材育成のために職業訓練を実施する事業主の皆様を対象とした成長分野人材育成支援事業奨励金が、H24年3月31日までの時限措置からH25年3月31日まで延長されることとなりました。人材教育をお考えの事業主様はご相談ください。

主な支給要件

健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業をおこなっていること。

雇用期間の定めなく雇用した労働者、または他分野から配置転換した労働者を対象に1年間（訓練に必要な時間数が確保される場合は6ヶ月以上）の職業訓練計画を作成し、OFF-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施すること。

支給額

事業主が負担した訓練費用を、1訓練コースにつき対象者1人あたり20万円を上限として支給されます。中小企業が大学院を利用した場合には50万円を上限とする。

あとがき つちはし事務所より

前月からお知らせしていますが、3月には健康保険料率と介護保険料率が変更になり、4月からは雇用保険料率と一部の労災保険料率が変更になります。労災保険料率以外は、給与計算の際に反映させる必要があります。

また、4月1日の時点で満64歳以上の方は、雇用保険料を免除されますので、対象者がいないかどうかについても、確認の必要があります。給与計算のご担当者は、4月の給与計算時にはくれぐれもご注意ください。

4月から介護保険法が改正になり、グループホームは夜勤体制を見直しをしたりと、さまざまな改革を迫られた事業所も多かったかと思います。人が最大の経営資源である介護事業所では、いかに働きやすい職場をつくるか、いかに働いている人に成長してもらうかが事業の核となります。それをサポートしてくれる助成金が登場しました。介護労働環境向上奨励金では、評価や処遇制度の整備について総額100万円の助成。成長分野等人材育成支援事業奨励金では研修費用を1人20万円まで助成してくれます。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせを。